

「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（1/8～2/7実施分）」について

東京都産業労働局

令和3年1月7日

更新 令和3年1月8日

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令され、営業時間短縮が強化されることに伴い、要請に全面的にご協力いただける中小の飲食事業者等に対し、新たに協力金を支給いたします。

支給額

○ 一店舗当たり186万円

緊急事態措置期間開始の令和3年1月8日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合(31日間)
なお、営業時間の短縮に向けて準備等が必要な場合において、令和3年1月12日から2月7日までの間、全面的に協力いただいた場合(27日間)は、一店舗当たり162万円

主な対象要件

- 「東京都における緊急事態措置等」により、営業時間短縮の要請を受けた都内全域の中小企業、個人事業主が運営する飲食店等
- 夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた店舗において、朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに酒類の提供は11時から19時までとすること
- 対象期間において、営業時間の短縮に全面的にご協力いただくこと ○ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくこと

申請受付

- 令和2年12月18日からの営業時間短縮要請に係る協力金とは、別途申請を受け付ける予定です。
- ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表します。

よくあるお問い合わせ

都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

東京都における緊急事態措置において営業時間の短縮要請を受ける飲食店及び飲食店営業許可のある遊興施設等のうち、夜20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）こととするとともに、酒類の提供を11時から19時までとする場合に対象となります。

なお、以下の店舗は協力金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合

誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間の短縮要請に全面的に応じた中小企業・個人事業主等が受け取ることができます。

なお、飲食店以外の店舗で緊急事態措置以外の対応として協力を依頼している劇場、集会場（貸会議室など）、運動施設（スポーツクラブ、ヨガスタジオなど）、遊技場（パチンコ屋、ゲームセンターなど）などについては、協力金の対象となりません。

協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

要請を行う全期間（令和3年1月8日から同年2月7日まで）において、営業時間短縮（終日休業も含む。以下同じ。）にご協力いただく必要があり、その店舗には186万円を支給します。

ただし、準備などが必要で、1月12日（火）からのご協力となる店舗については、162万円の支給となります。なお、日単位の協力で協力金を支給するものではありませんので、ご注意ください。

1店舗につき186万円（12日からのご協力の場合は162万円）の支給とありますが、店舗の数で支給額が変わるのですか。

時短要請にご協力いただいた店舗数に応じて、1店舗あたり186万円（162万円）を支給します。例えば、事業者が2店舗分の申請をすれば372万円（324万円）、3店舗分の申請をすれば558万円（486万円）の支給を受けることができます。

支給する店舗数に上限はありませんが、店舗ごとに必要な書類を準備した上で、事業者がまとめて申請していただく必要があります。申請は、一事業者につき一度のみとし、店舗ごとにバラバラでの申請は受付できません。

申請書はいつ頃から、どこでもらえますか？

令和3年2月中旬以降にホームページへの掲出及び配布を予定しています。申請に必要な添付書類などの詳細についても、決定次第、ホームページにてお知らせします。

もともと20時までの営業としている飲食店でも協力金の対象となりますか？

今回の協力金では、これまで夜20時から翌朝5時までの間に営業していた飲食店等が、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業を行わない（終日休業含む）場合に協力金の支給対象となります。

このため、もともと夜20時までの営業であった飲食店は、協力金の支給対象になりません。

なお、「もともとの営業時間」とは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、営業時間の短縮にご協力いただく前の営業時間をいいます。

営業時間の短縮要請の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を営っていますが、支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮を行っている場合は、支給の対象となります。

食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し20時で閉店した後、施設内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による施設の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後の使用であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

「感染防止徹底宣言ステッカー」はどこで入手できますか？

東京都防災ホームページ「感染防止徹底宣言ステッカー」

(URL : <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>) をご覧ください。

パソコンがなく「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示できないのですが、どうすればよいのですか？

協力金の支給要件となるため、速やかに「感染防止徹底宣言ステッカー」を申請の上、掲示いただく必要があります。パソコン・プリンタ等の環境がない場合は、スマートフォンからステッカーの申請を行う際に、郵送配送を希望する旨のボタンにチェックいただくと、後日、都庁からステッカーが郵送されます。詳しくは、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター（03-5388-0567）までお問い合わせください。

「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年2月8日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

お問い合わせ

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日)